

# 市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社

## 行動規範

市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社は、合法的に伐採され流通された木質バイオマス燃料の供給を行う事業者として、木材伐採、集材、燃料加工および流通のあらゆる段階において、適用される法律を順守するため、以下を実施する。

- 1) 供給連鎖で適用される法律等を特定する
- 2) 特定された法律への順守状況を確認する
- 3) 必要な経営システムを構築し、適宜見直しを行う
- 4) 供給連鎖において合法木材の取引を促進する
- 5) 合法木材に関する関係省庁の指針および一般財団法人日本ガス機器検査協会の「輸入木材の評価について」を順守する

市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社は、木材および木材製品の伐採、製造、輸送、販売のあらゆる段階において関連する法律に適合し、環境、社会、経済のバランスを考慮し、社会のニーズに合った木材の供給に努め、もって我が国の健全な木材市場の育成に資する。

市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社は、我が国のみならず世界中において、環境、社会、経済の調和のとれた森林経営、木材生産がなされることが必要と認識している。その上で、我が国および世界の各地域の木材産業の健全な発展を期した木材取引を行うものとする。

2025年 1月

市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社

代表社員 一般社団法人 伏木万葉埠頭バイオマス発電

職務執行者 酒井 達能